

岐阜労働局発表
平成30年12月7日(金)

担 当	【ユースエール担当】		
	職業安定部訓練室	電話	058-245-1266
	訓練室長 高橋 英治		
	室長補佐 坪田 英治		
	【えるぼし担当】		
	雇用環境・均等室	電話	058-245-1550
監理官 水端 盛仁			
室長補佐 青木 賢次			



東海地方初！ 運輸業のユースエール認定！ 社労士事務所のえるぼし認定！

岐阜労働局(局長 稲原俊浩)は、若者雇用促進法及び女性活躍推進法に基づき下記企業を認定し、認定通知書交付式を開催します。

岐阜労働局管内のユースエール認定、えるぼし認定企業は、それぞれ6社となりました(別添1)。

若者雇用促進法 ユースエール認定企業

岐阜倉庫運輸 株式会社 (岐阜市、運輸業(倉庫業))

女性活躍推進法 えるぼし認定企業

<2つ星> **伏屋社会保険労務士事務所** (岐阜市、社会保険労務士事務所)

※認定基準や各企業の認定実績、取組内容等については別添2～5を参照ください

認定通知書交付式

※当日の取材をお願いします

場所：岐阜労働局 4階会議室

(岐阜市金竜町5-13 岐阜地方合同庁舎)

日時：平成30年12月14日(金) 14時30分～



岐阜県内のユースエール認定企業一覧

平成30年12月6日現在

認定年度	企業名	所在地	業種	企業規模
2016年度	内堀醸造 株式会社	加茂郡八百津町	食酢製造業	150人
	ワカムラ電機 株式会社	加茂郡八百津町	電気機械器具製造業	89人
2017年度	社会福祉法人如水会	揖斐郡大野町	老人福祉・介護事業	128人
	ユニオン電装株式会社	中津川市	住宅関連用品製造業	135人
2018年度	株式会社ユアソフト	飛騨市	情報系システム開発	83人
	岐阜倉庫運輸株式会社	岐阜市	運輸業(倉庫業)	29人



岐阜県内のえるぼし認定企業一覧

平成30年12月6日現在

認定年	企業名	所在地	業種	企業規模	段階
2016年	株式会社十六銀行	岐阜市	金融業	4,723人	☆☆☆ 3つ星
	たんぼぼ薬局株式会社	岐阜市	小売業	958人	☆☆☆ 3つ星
	株式会社中広	岐阜市	広告業	444人	☆☆ 2つ星
2017年	医療法人和光会	岐阜市	医療業	858人	☆☆☆ 3つ星
2018年	株式会社ディマンシェ	岐阜市	小売業	47人	☆☆ 2つ星
	伏屋社会保険労務士事務所	岐阜市	社会保険労務士事務所	39人	☆☆ 2つ星

岐阜倉庫運輸 株式会社 (岐阜市)

常時雇用する労働者数 29名 運輸業(倉庫業)

★下記の認定基準を全て満たした中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)が認定されます。

項目	認定基準	実績
1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること	○
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	○
3	<p>下記の要件をすべて満たしていること</p> <p><input type="checkbox"/> 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</p> <p><input type="checkbox"/> 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ※直近3事業年度において新卒等採用者がいない場合は、不問</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上または年間取得日数が平均10日以上</p> <p><input type="checkbox"/> 直近の3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上 (上記対象者がいない場合、育児休業等に関する制度が設けられていること)</p>	<p>○</p> <p>採用者: 0名</p> <p>月平均所定外労働時間: 7.9時間 60時間以上: 無</p> <p>平均取得日数: 13.5日</p> <p>育児休業対象者: 0人 育児休業制度: 有</p>
4	<p>下記の青少年雇用情報について公表していること</p> <p><input type="checkbox"/> 直近3事業年度の新卒者等の採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</p> <p><input type="checkbox"/> 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容</p> <p><input type="checkbox"/> 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合</p>	<p>○ (別添3参照)</p>
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	○
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと	○
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	○
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	○
9	暴力団関係事業主でないこと	○
10	風俗営業等関係事業主でないこと	○
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	○
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	○



事業内容 倉庫業および運送業（法人向け荷物の入出庫業務および保管業務、それに付随する運送業務）

会社情報 501-6123 岐阜県岐阜市柳津町流通センター3-1-6

岐阜バス流通センター南口下車徒歩2分

基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
1948年	29人	53.4歳	22.5年	(役員) 0.0%	(管理職) 0.0%

働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況（直近3事業年度）	
13.5日	7.9時間	男性: 0名	女性: 0.0%

募集・定着状況

		前年度	2年度前	3年度前
募集状況	新卒者等 ¹	-	-	-
	新卒者等以外 ²	-	-	-
採用者数（うち女性）	新卒者等	0名(0名)	0名(0名)	0名(0名)
	新卒者等以外	0名(0名)	0名(0名)	1名(0名)
離職者数 ³	新卒者等	0名	0名	0名
	新卒者等以外	0名	0名	0名

会社からのメッセージ

先輩社員から

あまり馴染みのない業種かもしれませんが、経済活動において必要不可欠な業種です。お客様からお預かりする多種多様の荷物に接するので、普段目には見えない物に対する見方が少し変わるかもしれません。社内的には皆が協力し合う家庭的な雰囲気を持ちつつ、一人ひとりが仕事の責任を全うする調和のとれた会社です。営業所は岐阜市と大垣市なので遠くに転勤ということはありません。休暇も多種ありますし残業も最小限です。社会保険・福利厚生もしっかりしています。入社すると長く勤める人が多いのも我が社の特徴です。将来の幹部候補生として若い人の入社が待たれます。

社長から

弊社は昭和23年にお米の流通機関として創業し、社会情勢により幾多の変遷を経て70年、現在は年商5億、社員30名ほどの中小企業であります。倉庫と運送の両輪を生かし、地域に根付いた物流業として、今後もより良い生活環境を推し進める会社としての責務を掲げていきます。

求める人材像

自立・連携・創造できる人。具体的には、仕事に向かう姿勢として仕事の中に営業方針の具体化を試みる。組織の中で自分の仕事の位置づけを考える。自分の役割は何かを常に考える。自分で考え、周りをよく見て自分で動くことができる。他の人と協力して仕事ができる。好ましい人物像は、仕事を途中で投げ出さず真摯に取り組む。礼儀をわきまえる。

人材育成のための制度

研修制度 あり	自己啓発支援制度 なし	社内検定 なし	メンター制度 なし	キャリアコン制度 なし
------------	----------------	------------	--------------	----------------

見学等受入れ

インターン あり	職場見学 あり
-------------	------------

非正規雇用の職場情報⁴

備考・補足情報

大垣営業所：大垣市浅草4丁目64-2

採用情報

事業所番号：2101-422-5

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業生、及び新規学校卒業生と同等の処遇を行う既卒者

2 1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



伏屋社会保険労務士事務所

(岐阜市)

常時雇用する労働者数 39 名
社会保険労務士事務所



★ 4つの評価項目の基準を満たしており、えるぼし（2つ星）に認定しました。

評価項目	認定基準	実績
1 採用	<p>男女別の採用における競争倍率が同等程度 (女性の競争倍率×0.8 < 男性の競争倍率)</p> <p>※雇用管理区分ごとに算出 ※競争倍率は 直近の3事業年度の平均値の (応募者数÷採用者数) で算出。 ※対象者は期間の定めのない労働契約締結を目的とするものに限る。</p>	<p>【競争倍率の実績】 正 規：女性 2.33 倍、男性 3.00 倍 非正規：女性 4.47 倍、男性 応募無</p> <p>※非正規（無期パート）については算出できないため、評価対象から除外して、正規の雇用管理区分のみで判断。</p> <p>女性競争倍率は男性より低い。</p>
2 継続就業	<p>男性労働者の平均継続勤務年数に対する、女性労働者の平均継続勤務年数の割合が 0.7 以上 (女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数≥0.7)</p>	<p>【平均継続勤務年数の実績】 非正規（最も人数が多い雇用管理区分ではない）に男性労働者がいないため、当該項目は評価対象外。</p>
3 労働時間等の働き方	<p>労働者の月別平均残業時間が各月ごとに 45 時間未満</p> <p>※平均残業時間は、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均時間とする。 ※雇用管理区分ごとに算出 ※直近の事業年度の各月ごとの平均時間が全て平均 45 時間未満</p>	<p>【月別平均残業時間実績】 (最長の時間) 正 規 21.3 時間、非正規 1.1 時間</p> <p>雇用管理区分ごとの月別平均残業時間の最長の時間が 45 時間未満である。</p>
4 管理職比率	<p>管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上</p> <p>※産業ごとの平均値とは、産業大分類を基本に過去3年間の平均値を毎年改訂。厚生労働省ホームページに掲載。</p>	<p>【管理職に占める女性の割合実績】 「学術研究、専門・技術サービス業」の平均値 6.8% < 28.6%</p> <p>平均値以上である。</p>
5 多様なキャリアコース	<p>直近3事業年度のうち、以下について 1 項目以上の実績を有する</p> <p>A 女性の非正規社員から正社員への転換、又は女性の派遣労働者の通常の労働者としての雇い入れ B 女性の労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p>【実績】 A 1 人、Bなし、Cなし、Dなし</p> <p>1 項目において実績がある。</p>

えるぼし認定基準

 えるぼし 1つ星 認定基準	 えるぼし 2つ星 認定基準	 えるぼし 3つ星 認定基準
<p>1. 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）】のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。</p> <p>2. 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>	<p>1. 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）】のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトにて毎年公表していること。</p> <p>2. 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>	<p>1. 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）】の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。</p>
<p><上記以外の認定基準（1つ星～3つ星共通）></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。 2. 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。 3. 認定の取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。 4. 青少年の雇用の促進等に関する法律第11条の規定により、公共職業安定所が求人者の申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。 5. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 		